

全国 検数労連

796号
〒144-0052 東京都大田区蒲田5-10-2
日港福会館5階
Tel 03(3733)5621 Fax 03(3733)5622
メール rouren@kensu.jp
ホームページ http://www.kensu.jp/
全国検数労働組合連合
書記局



4月13日(日)24hスト実施へ 労使折衝不調！港湾団交未定のまま



25春闘産別要求の前進を図る中央闘争指令第4号

全国港湾並びに港運同盟は4月2日(水)に開催した第4回合同闘争委員会において現時点における春闘情勢の事態打開と交渉促進に向けた取り組みについて検討した。その結果、25春闘第二次行動として別添のストライキ行動(全港・全職種)を実施していく旨を確認し、同月3日付で日本港運協会に対して通告した。この間、産別労使折衝は繰り返し行われてきたものの見るべき前進面はない状況のもとで推移している。

については、全国検数労連として港湾産別要求および検数労連要求の前進に向け、既報産別闘争指示(全国港湾24発94号)に基づき、既報労連発2024-22「中央闘争指令第3号(準備)」については、本指令に切り替えるとともに下記の行動内容を充分理解したうえで休務権を使用するよう指令する。

記

1. 日時: 2025年4月13日(日)始業時~14日(月)始業時迄

2. 目的: 港湾産別要求および検数労連要求の前進をめざす実力行動

3. 内容: 具体的行動内容については、各地区港湾幹事会、各地区港湾執行委員会の決定した戦術内容とする。

地区港湾に属さない地域については、本指令に準じる。

4. 各地域労連(支部)での行動への取り組み等については、分かる範囲内で良いので検数労連中央書記局まで行動報告書に明記し報告すること。

以上

いまこそ全国港湾の出番、がんばり時！

船社や荷主が莫大な利益を上げている中、今春闘で大幅賃上げを獲得するには日港協として適正料金確保の環境を確立せしめることが不可欠であり、そのためにも港湾産別への全国結集と團結が必要です。現状打開に向かってストライキの決行を決意し、と共に頑張り抜くことを強く呼びかけます。

4月13日 第2次行動としてストを通告！

職場は人員不足が常態化し、過密・過重労働が続いている。中央港湾団交では「要求を真摯に受け止める」と日港協は前置きしますが、回答は不誠実極りないものです。

個別の労使協議で環境を整えようとすれば、企業間競争とユーザーの圧力で、結果として労務コスト切り下げへと向かうことは、火を見るより明らかです。だから、産別労使が集団的な労使関係の中で働くルール、港湾労働秩序の規範を作ってきたのです。全国港湾と港運同盟は、第2回・第3回中央港湾団交での不誠実な回答に大幅修正を求め、第2次行動としてストライキを通告しました。

第6回検数労連交渉 4月11日(金)10時~

前回3月27日(木)に第5回労連交渉を開催し、両協会に対して有額回答を求めましたが、港湾団交の進捗状況など様々な角度から回答構築に向けて精査中であるとして提示されませんでした。その後、全日検・日検ともに折衝を複数回にわたって開催し、得意先への料金折衝、賃上げ原資の確保、産別課題への到達など突っ込んだ話し合いが行われました。

両協会 各支部にて料金折衝に傾注している

しかしながら、両協会ともに現時点において中央港湾団交や他労組の進捗状況が見えてくるまでの間、春闘交渉の開催は困難である旨の考え方方が折衝の中で示されました。組合は得意先への料金折衝に傾注している事実は理解するものの職場が最も注目している有額回答や諸要求が示されない状況や回答構築に対する後ろ向きの経営姿勢を言及してきました。

25春闘要求の前進に向け、有額回答を求めていきます。

第4回港湾団交を見据えた当面の取り組み

行政対策

適正料金、内航フィーダー、石炭、港湾基金などの課題。その際、立憲民主党議員による国会質疑で国土交通大臣が「届出料金が收受されていない」「運賃料金の適正な設定と收受は港湾労働者の待遇改善の観点からも重要」「取引の適正化、これを荷主や船社に呼びかける」と答弁したことも紹介し、行政の責任を追及していく。

荷主への申し入れ・社会的アピール対策

経団連から協議には連合労組の仲介が必要との回答があり、現在協議に向け調整中。可能な限り追求する。

25春闘を前進させる一層の団結を！

25春闘は重要な局面を迎えています。日本全体では、政府が大幅賃上げを経団連や労働組合に求めて10%以上の賃上げを行った企業もあります。そのような中、3月11日に開催した中央港湾団交での第一次回答に続き、3月25日に開催した第二次回答においても「各社の事情が異なる」「体力や労務構成が違う」として、ほとんど「各社対応」や「個別労使協議」に委ねるというもので、昨年の確認書を反故にする、あるいは後退した回答内容でした。

港湾産別労使は港湾を利用するユーザー(船社・荷主)や行政にきつちりモノを言い、理解を求めるながら、港湾産業の健全な発展のために必要な施策と対策を長い歴史の中で創り上げてきました。

この産別労使関係は労使が共に生きていくための必要不可欠なものであり、「不誠実な回答」の姿勢は絶対に容認してはなりません。